

・この通知書は、毎年6月上旬に納税義務者あてに送付します。

・金融機関、コンビニ、市役所窓口にて納付書で納付される方に通知する様式です。

※上記の方で公的年金からの特別徴収がある方もこの様式となります。

市民税・県民税税額決定兼納税通知書

市民税・県民税額を下記のとおり決定しましたので、地方税法第41条、第319条の2及び第321条の7の5の規定によって通知します。

納税義務者	
世帯番号	通知番号
年金の種類	公的年金から特別徴収する年金の種類
支払者名前	
法人番号	

④普通徴収時税額
(世帯に異なる方は世帯の納付書で決めてください。)

期別	税額	納期限
分		
分		
分		
分		

普通徴収税額のうち期別ごとの税額と納期限

⑤公的年金からの特別徴収税額
(年ごとの公的年金から特別徴収される額)

徴収月	税額
4月	
6月	
8月	
10月	
12月	
2月	

公的年金から特別徴収される税額

納付場所

香川県高松かがわ市役所
 会計課、引田支所、大内支所、福栄出張所、五名出張所
 市街地回金融機関

指定金融機関 香川十四銀行
 指定代理金融機関 香川商業信用組合、香川銀行
 香川信用銀行、香川信用組合、香川労働金庫
 高松信用金庫、香川信用金庫、香川信用金庫

次年度のうち、仮徴収期間である4月、6月、8月に年金から仮徴収される税額です。仮徴収とは、次年度の税額が決定される間に、仮に徴収される税額です。税額が決定したら、10月、12月、2月の本徴収する税額で調整します。

⑥年度 仮徴収額

4月	
6月	
8月	

※公的年金特別徴収対象者のみ

通知番号		所得金額		所得控除額		課税標準額		税額		市民税		県民税		市民税控除額													
総合課税所得の内訳	給与収入金額	雑損控除	山林所得	③課税標準額に税率を乗じた額	税額控除額は右欄参照		【年税額】 今年度1年間の市・県民税の額	税額控除後の所得割額		【給与と特別徴収税額】 年税額のうち、給与から天引きされる税額	【年金特別徴収税額】 年税額のうち、年金から天引きされる税額		【普通徴収税額】 年税額から特別徴収税額を差引いた額・・・金融機関等で納付していただく額														
	給与所得	医療費控除	分属短期譲渡所得	【年税額】 今年度1年間の市・県民税の額	税額控除後の所得割額			【給与と特別徴収税額】 年税額のうち、給与から天引きされる税額	【年金特別徴収税額】 年税額のうち、年金から天引きされる税額		【普通徴収税額】 年税額から特別徴収税額を差引いた額・・・金融機関等で納付していただく額																
	給与所得	小規模企業共済	分属長期譲渡所得		【年税額】 今年度1年間の市・県民税の額	税額控除後の所得割額			【給与と特別徴収税額】 年税額のうち、給与から天引きされる税額		【年金特別徴収税額】 年税額のうち、年金から天引きされる税額		【普通徴収税額】 年税額から特別徴収税額を差引いた額・・・金融機関等で納付していただく額														
	給与所得	社会保険料控除	株式等譲渡所得			【年税額】 今年度1年間の市・県民税の額					税額控除後の所得割額		【給与と特別徴収税額】 年税額のうち、給与から天引きされる税額	【年金特別徴収税額】 年税額のうち、年金から天引きされる税額		【普通徴収税額】 年税額から特別徴収税額を差引いた額・・・金融機関等で納付していただく額											
	給与所得	生命保険料控除	上場株式等の配当所得								【年税額】 今年度1年間の市・県民税の額	税額控除後の所得割額		【給与と特別徴収税額】 年税額のうち、給与から天引きされる税額	【年金特別徴収税額】 年税額のうち、年金から天引きされる税額		【普通徴収税額】 年税額から特別徴収税額を差引いた額・・・金融機関等で納付していただく額										
	給与所得	地震保険料控除	先物取引所得									【年税額】 今年度1年間の市・県民税の額			税額控除後の所得割額		【給与と特別徴収税額】 年税額のうち、給与から天引きされる税額	【年金特別徴収税額】 年税額のうち、年金から天引きされる税額		【普通徴収税額】 年税額から特別徴収税額を差引いた額・・・金融機関等で納付していただく額							
	給与所得	障害者控除	特別肉用牛所得												【年税額】 今年度1年間の市・県民税の額	税額控除後の所得割額		【給与と特別徴収税額】 年税額のうち、給与から天引きされる税額	【年金特別徴収税額】 年税額のうち、年金から天引きされる税額		【普通徴収税額】 年税額から特別徴収税額を差引いた額・・・金融機関等で納付していただく額						
	給与所得	配偶者特別控除	⑥税額控除額													【年税額】 今年度1年間の市・県民税の額			税額控除後の所得割額		【給与と特別徴収税額】 年税額のうち、給与から天引きされる税額	【年金特別徴収税額】 年税額のうち、年金から天引きされる税額		【普通徴収税額】 年税額から特別徴収税額を差引いた額・・・金融機関等で納付していただく額			
	給与所得	扶養控除	⑦所得割額																【年税額】 今年度1年間の市・県民税の額	税額控除後の所得割額		【給与と特別徴収税額】 年税額のうち、給与から天引きされる税額	【年金特別徴収税額】 年税額のうち、年金から天引きされる税額		【普通徴収税額】 年税額から特別徴収税額を差引いた額・・・金融機関等で納付していただく額		
	給与所得	基礎控除	⑧所得割額																	【年税額】 今年度1年間の市・県民税の額			税額控除後の所得割額		【給与と特別徴収税額】 年税額のうち、給与から天引きされる税額	【年金特別徴収税額】 年税額のうち、年金から天引きされる税額	
給与所得	⑨所得控除計	合計(②+③)	【年税額】 今年度1年間の市・県民税の額				税額控除後の所得割額			【給与と特別徴収税額】 年税額のうち、給与から天引きされる税額													【年金特別徴収税額】 年税額のうち、年金から天引きされる税額			【普通徴収税額】 年税額から特別徴収税額を差引いた額・・・金融機関等で納付していただく額	
給与所得	⑩課税標準額	⑩年税別		【年税額】 今年度1年間の市・県民税の額			税額控除後の所得割額																【給与と特別徴収税額】 年税額のうち、給与から天引きされる税額	【年金特別徴収税額】 年税額のうち、年金から天引きされる税額		【普通徴収税額】 年税額から特別徴収税額を差引いた額・・・金融機関等で納付していただく額	
給与所得	総所得金額	山林所得			【年税額】 今年度1年間の市・県民税の額		税額控除後の所得割額		【給与と特別徴収税額】 年税額のうち、給与から天引きされる税額															【年金特別徴収税額】 年税額のうち、年金から天引きされる税額		【普通徴収税額】 年税額から特別徴収税額を差引いた額・・・金融機関等で納付していただく額	
給与所得	山林所得	分属短期譲渡所得				【年税額】 今年度1年間の市・県民税の額	税額控除後の所得割額						【給与と特別徴収税額】 年税額のうち、給与から天引きされる税額											【年金特別徴収税額】 年税額のうち、年金から天引きされる税額		【普通徴収税額】 年税額から特別徴収税額を差引いた額・・・金融機関等で納付していただく額	
給与所得	分属長期譲渡所得	分属長期譲渡所得					【年税額】 今年度1年間の市・県民税の額	税額控除後の所得割額			【給与と特別徴収税額】 年税額のうち、給与から天引きされる税額			【年金特別徴収税額】 年税額のうち、年金から天引きされる税額										【普通徴収税額】 年税額から特別徴収税額を差引いた額・・・金融機関等で納付していただく額			
給与所得	株式等譲渡所得	株式等譲渡所得						【年税額】 今年度1年間の市・県民税の額				税額控除後の所得割額		【給与と特別徴収税額】 年税額のうち、給与から天引きされる税額			【年金特別徴収税額】 年税額のうち、年金から天引きされる税額							【普通徴収税額】 年税額から特別徴収税額を差引いた額・・・金融機関等で納付していただく額			
給与所得	上場株式等の配当所得	上場株式等の配当所得										【年税額】 今年度1年間の市・県民税の額			税額控除後の所得割額		【給与と特別徴収税額】 年税額のうち、給与から天引きされる税額	【年金特別徴収税額】 年税額のうち、年金から天引きされる税額						【普通徴収税額】 年税額から特別徴収税額を差引いた額・・・金融機関等で納付していただく額			
給与所得	先物取引所得	先物取引所得													【年税額】 今年度1年間の市・県民税の額	税額控除後の所得割額		【給与と特別徴収税額】 年税額のうち、給与から天引きされる税額			【年金特別徴収税額】 年税額のうち、年金から天引きされる税額			【普通徴収税額】 年税額から特別徴収税額を差引いた額・・・金融機関等で納付していただく額			
給与所得	特別肉用牛所得	特別肉用牛所得														【年税額】 今年度1年間の市・県民税の額			税額控除後の所得割額		【給与と特別徴収税額】 年税額のうち、給与から天引きされる税額	【年金特別徴収税額】 年税額のうち、年金から天引きされる税額		【普通徴収税額】 年税額から特別徴収税額を差引いた額・・・金融機関等で納付していただく額			

※「市民税・県民税について」控除の種類は裏面に記載しています。「市民税・県民税」を総して「住民税」といいます。